

令和7年10月29日

## 職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分を行ったので、南砺市職員の懲戒処分等の公表基準に基づき公表します。

### 記

1 被処分者	南砺市民病院 60代 男性医師
2 処分内容	減給10分の1 6箇月
3 事案の概要	
被処分者は、兼業許可の申請を行わずに、他自治体の医療機関において診療に従事していた。	
本来、地方公務員は、地方公務員法に基づき営利企業への従事等が原則として制限されており、兼業を行う際には任命権者の許可が必要であるが、この許可を得る手続きを行わないまま診療に従事していたものである。	
このことは、法令を遵守すべき公務員としてあるまじき行為であるとともに、本市の信用及び公立病院の信用を著しく失墜させる行為であり、誠に遺憾である。	
よって、被処分者の行為は、地方公務員法第38条に規定する営利企業への従事等の制限に違反し、同法第29条第1項第1号に規定する懲戒事由に該当するため、懲戒処分を行うものである。	
4 処分年月日	令和7年10月29日
5 再発防止策	全職員に対し、直ちに職員の法令遵守の徹底及び綱紀の保持を指示し、再発防止の注意喚起を行った。